

山形県から他都道府県に登録移転する手続きについて

勤務地や住民票上の住所が他都道府県に異動になった場合、山形県から異動先の都道府県に介護支援専門員の登録を移転することができます。

※ 登録移転の手続きは義務ではありません。ただし、**有効な介護支援専門員証をお持ちの方が登録移転の手続きをする場合、登録移転先の都道府県知事が発行する介護支援専門員証を必ず取得しなければなりません！**介護支援専門員の登録のみ移転する手続きは取れませんので、ご注意ください。

1 他都道府県に登録移転できる対象者

現に山形県に介護支援専門員の登録を行っている方で、勤務地または住民票上の住所が他都道府県にある方

※ 勤務地または住民票上の住所が他都道府県にある方であっても、登録移転を希望しない場合は、登録を移転する必要はありません。

※ 登録移転できる対象者の要件は、都道府県により異なります。登録移転先の都道府県ホームページにて、登録移転の要件を満たしているか確認してください。

2 他都道府県に登録移転するときの必要提出書類等

(1) 住所も氏名も変わらない方（※ 登録事項変更届出をすでに行った方を含む）

必要提出書類・必要な手続き	介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない(有効な)方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している方	介護支援専門員証を紛失した方
※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。					
ア) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き ※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 <u>※山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！</u>	○	○	○	○	○
イ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」 ※添付書類として、公的証明書の写し1つを、あわせて提出してください。	—	—	○	—	—
ウ) 山形県収入証紙 1,100円 ※イ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。	—	—	○	—	—

(2) **住所のみ**変わった方（登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

<p>必要提出書類・必要な手続き</p> <p>※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。 ※ここでは、表中のいずれの方も住所のみが変更になったことを前提としています。</p>	<p>介護支援専門員の登録のみ行っている方</p>	<p>介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方</p>	<p>介護支援専門員証を紛失した方</p>	<p>介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方</p>	<p>介護支援専門員証を紛失した方</p>
<p>ア) 山形県の様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」</p> <p>※この様式の「山形県収入証紙貼付欄（1,600円）」には、何も貼付けないてください。必要事項のみ記載して提出してください。</p>	○	○	○	○	○
<p>イ) 住民票の写し</p> <p>※コピー不可（市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください）。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。</p>	○	○	○	○	○
<p>ウ) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き</p> <p>※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 ※山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！</p>	○	○	○	○	○
<p>エ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」</p>	—	—	○	—	—
<p>オ) 山形県収入証紙 1,100円</p> <p>※エ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。</p>	—	—	○	—	—

(3) 氏名のみ、または氏名と住所の両方が変わった方（登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

<p>必要提出書類・必要な手続き</p> <p>※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。 ※ここでは、<u>表中のいずれの方も氏名のみ、または氏名と住所の両方が変更になったことを前提としています。</u></p>	<p>介護支援専門員の登録のみ行っている方</p>	<p>介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方</p>	<p>介護支援専門員証を紛失した方</p>	<p>介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方</p>	<p>介護支援専門員証を紛失した方</p>
<p>ア) 山形県の様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」</p>	○	○	○	○	○
<p>イ) 山形県収入証紙 1,600円 ※ア)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。</p>	○	○	○	○	○
<p>ウ) ①氏名が変わった方⇒戸籍抄本または戸籍謄本 ②住所が変わった方⇒住民票の写し ※①と②のいずれも <u>コピー不可（市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください）</u>。また、マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。 ※氏名のみ変わった方は、①のみ提出してください（②は不要です）。 ※氏名と住所の両方が変わった方は、①と②の両方を提出してください。</p>	○	○	○	○	○
<p>エ) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き ※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 ※<u>山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！</u></p>	○	○	○	○	○
<p>オ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」</p>	—	—	○	—	—
<p>カ) 山形県収入証紙 1,100円 ※カ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。</p>	—	—	○	—	—

3 他都道府県に登録移転するときの必要書類等の提出方法

(1) 住所も氏名も変わらない方（※ 登録事項変更届出をすでに行った方を含む）

<p style="text-align: center;">提出までの手順</p> <p style="text-align: center;">※各人により手順が異なります。 <u>○のついている手順のみ、お手続きください。</u></p>	介護支援専門員の 登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が 満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を 紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が 満了（失効）している方	介護支援専門員証を 紛失した方
<p>手順1：次の①または②のいずれかの方法により、<u>山形県が定める様式</u>をご準備ください。</p> <p>① 様式第5号 (PDF) をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。</p> <p>② 様式第5号 (ワード) をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。</p> <p>※自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。</p> <p>※ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「<u>介護支援専門員証再交付申請書（様式第5号）の送付を希望する</u>」と記入のうえ、下記提出先まで郵送または FAX でお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAX の場合は、返信先の FAX 番号を必ず記載してください。</p>	—	—	○	—	—
<p>手順2：上記2の必要提出書類がすべてそろったら、<u>山形県（下記提出先）まで郵送してください。</u>その際、封筒表面に「<u>介護支援専門員登録移転申請書 在中</u>」と記入してください。）</p> <p>※法令上、現在登録している山形県を経由して登録移転先の都道府県に提出しなければならないこととなっていますので、<u>登録移転先の都道府県に直接提出しないでください。</u></p> <p>※原則として、<u>山形県（下記提出先）窓口への持参提出は受け付けていません。</u></p>	○	○	○	○	○

(2) 住所や氏名が変わった（両方またはどちらかが変わった）方
（登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

手順1：次の①または②のいずれかの方法により、山形県が定める様式をご準備ください。

- ① 下表で「○」のついている様式（PDF）をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。
- ② 下表で「○」のついている様式（ワード）をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

ダウンロードを要する様式		介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方	介護支援専門員証を紛失した方
※各人により用意する書面が異なります。 <u>○のついている書面のみ、ご準備ください。</u> ※①か②のいずれかご希望のデータ形式の書面のみダウンロードしてください。						
①	様式第3号（PDF）	○	○	○	○	○
	様式第5号（PDF）	—	—	○	—	—
②	様式第3号（ワード）	○	○	○	○	○
	様式第5号（ワード）	—	—	○	—	—

※ 自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。

※ ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「介護支援専門員の様式第○号の送付を希望する」と記入のうえ、下記提出先まで郵送またはFAXでお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAXの場合は、返信先のFAX番号を必ず記載してください。

手順2：上記2の必要提出書類がすべてそろったら、山形県（下記提出先）まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員登録移転申請書 在中」と記入してください。

※ 法令上、現在登録している山形県を經由して登録移転先の都道府県に提出しなければならないこととなっていますので、登録移転先の都道府県に直接提出しないでください。

※ 原則として、山形県（下記提出先）窓口への持参提出は受け付けていません。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
 山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当
 TEL：023-630-3124／FAX：023-630-3321

4 他都道府県へ登録移転するときの介護支援専門員証の交付

山形県で登録移転関係書類を受け付けたら、受付から2週間程度で登録移転先の都道府県へ登録移転申請を郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月末までにつきましては、受付から30日程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

介護支援専門員証は、登録移転先の都道府県から発行されます。山形県からは、登録移転手続きが完了した旨の通知等を行いませんのでご承知おきください。

5 留意事項

- ・介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- ・介護支援専門員証の有効期間は5年です。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)」をご参照ください。
- ・介護支援専門員証の有効期間が満了すると、介護支援専門員証は失効するため有効期間を更新できなくなります。この場合、再研修を修了し、新たに介護支援専門員証を取得しなければ、介護支援専門員として勤務することができません。
- ・介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません

【氏名や住所が変わった方の記入例】

様式第3号

介護支援専門員登録事項変更届出書
兼 介護支援専門員証書換え交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

氏名 山形 太郎

連絡先電話 自宅 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付^(※)を申請します。

注) (※) 介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみを行う場合は、 部文言を線で削除してください。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄 (1,600円)

有効な介護支援専門員証をお持ちの方→山形県収入証紙(県証紙)をここに貼り付けてください
有効な介護支援専門員証をお持ちでない方→ここには何も貼り付けしないでください

のみ行う場合は、

フリガナを必ず記入してください
※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

フリガナを必ず記入してください
※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

〇印を記入		① 氏名	② 住所
1 変更する事項		変更前	変更
	フリガナ	マツナミ タロウ	ヤマガタ タロウ
	登録者氏名	松波 太郎	山形 太郎
	フリガナ	△△ケン△△シ△△	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ
	住所	(〒△△△ - △△△△) △△県△△市△△△丁目△番△号 △△アパート△号室	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日	
3	書換え交付を申請しない場合又は住所変更のみを行う場合は記入不要		
	有効期間満了日	(西暦) 2024 年 5 月 31 日	
4	登録番号	0 6 1 6 1 2 3 4	
5 書類	添付	氏名変更 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍抄本又は謄本 ※マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
		住所変更 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し ※コピー不可、マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
		<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本)	
		<input type="checkbox"/> 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) ※提出日より1か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏側に氏名及び登録番号を記入してください。	
6	備考	(介護支援) 添付漏れがないか、必ず✓(チェック)のうえ確認してください。 ※✓の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。	

送付先住所を記入してください

【介護支援専門員証を紛失した方の記入例】

様式第5号

介護支援専門員証再交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者 (〒〇〇〇 - 〇〇〇〇)

住所 山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号

氏名 山形 太郎

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

連絡先電話 自宅（ 〇〇〇 ） 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中（ 〇〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

介護支援専門員証の再交付を受けたいので、以下のとおり、申請します。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄 (1,100円)

山形県収入証紙（県証紙）をここに貼り付けてください

1	再交付が必要な理由	1 汚損又は破損のため (2) 亡失又は滅失のため
2	フリガナ 登録者氏名	ヤマガタ タロウ 山形 太郎 <p>フリガナを必ず記入してください ※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください</p>
3	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日
4	有効期間満了日	(西暦) 2024 年 5 月 31 日 <p>ご不明であれば、空欄で結構です。</p>
5	登録番号	0 6 1 6 1 2 3 4
6	初回の登録年月日	(西暦) 年 月 日 ※亡失等のため、8桁の登録番号が不明の場合に記入してください <p>ご不明であれば、わかるところのみ記載してください。</p>
7	添付書類	<p>共通</p> <p><input type="checkbox"/> 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの ※裏側には、氏名及び登録番号を記入してください。</p> <p>汚損・破損の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本)</p> <p>亡失・滅失の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 公的証明書のうちいずれか1つ(運転免許証(表面(写)と裏面(写))、パスポート(写)、健康保険証(写)、住民票の写し(コピー不可、マイナンバーの記載がない6ヶ月以内のもの)等)</p>
8	備考	<p>(介護支援専門員証) 添付漏れがないか、必ず(チェック)のうえ確認してください。 ※(チェック)の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。 ※登録移転申請や登録事項変更届出兼介護支援専門員証書換え交付申請で同じ書類を提出する場合は、別途添付書類を提出する必要はありません。</p>